令和４年２月10日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
地域保健担当理事　長谷川太郎

新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした高齢者等が施設等に再入所する際にPCR検査等による陰性確認は不要であることについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした高齢者等が高齢者施設等に再入所する際にＰＣＲ検査等による陰性確認は不要であることについて（通知）

日頃から本県の感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした高齢者等が高齢者施設等に再入所する際にＰＣＲ検査等による陰性確認を求められるケースが報告されています。

直近では新型コロナウイルス感染症の入院患者が急増傾向にあることから、医療機関の負担を軽減するとともに、これまで以上に効率的な病床運用を図る必要があることから、本日、県内の高齢者施設・住まい及び各介護保険事業者あてに別添の通知を発出しましたので、お知らせします。

問合せ先
企画グループ　松本・浦川
電話　045-285-0670（直通）
iryoukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.lg.jp

（参考）厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の退院基準について

■令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（抜粋）

第１　退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）第 26 条第２項において準用する法第 22 条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

（１）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

①発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合

②発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（２）人工呼吸器等による治療を行った場合

③発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合

④発症日から 20 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

■令和４年１月 14 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（抜粋）

４．B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

（注）上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日付け健感発 0225 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対応する。